

## 児童相談所による家族保全の現状と課題

子ども家庭福祉研究部 澁谷 昌史

### 要 約

家族保全は、少なくともその初期局面においては、児童相談所のような権限を有する機関に期待される援助である。本研究は、全国の中央児童相談所の児童福祉司/児童心理司に対して、家族保全にかかる援助行動の必要度と困難度について調査を実施した。その結果、筆者が先行研究から特定してきた家族保全の初期局面での援助原則は広く共有されているものであることがわかった。また、家族保全はきわめて実践困難度の高いサービスであり、どの児童福祉司/児童心理司に対してもそのためのトレーニングを保障していくことなしに達成されるものではないと考えられた。研究課題としては、保護者の変化の可能性をいかにして高めるかについての方法論の確立が求められており、その方法論の定着が家族保全の困難度を低減していくことが推測された。また、在宅支援にかかるマンパワーや社会資源のあり方研究が方法論研究と並行して実施されなければならないことも提言した。

キーワード：児童相談所、家族保全、初期局面、援助行動

### Current State and Challenges of Family Preservation by Child Guidance Centers

Masashi, SHIBUYA

**Abstract** : Family preservation should be practiced by specialized agencies which are authorized to protect children, like child guidance centers, at least in its initial phase. This study surveyed necessities and difficulties on practicing helping skills for preserving families to 122 child guidance workers and child psychologist who worked at each prefectural central child guidance centers. The results shows helping principles in initial phase of family preservation which author have identified before are widely shared, and every workers and psychologist are required to be trained because preserving families are very difficult to practice. Further research should be done on helping method for enhancing parents' possibilities of change as well as the implementation system on home-based services, such as humane and social resourcing.

**Keyword** : Child Guidance Center, Family Preservation, Initial Phase, Helping Skills

## I 研究目的

本研究は、昨年度まで実施した「家族保全研究Ⅰ-Ⅲ」(A Study on Family Preservation I-III)を受けた、児童相談所を中心機関とする家族保全の実態と課題にかかる調査の結果に基づくものである。具体的には、以下の作業仮説のもと、研究が進められた。

**作業仮説1**：筆者が昨年度研究において特定した、家族保全の初期局面における援助原則(図1)がどの程度支持されているものであるのかを検証する。

**作業仮説2**：実際に実践する上で困難を感じる援助行動を特定し、あわせて困難度の高いものについてのノウハウを収集する。

**作業仮説3**：困難度を軽減する属性について探索する。

最後に自由記述回答を通して、家族保全を含む、在宅支援一般に関して本調査対象者が感じている事項を検討し、今後の研究の参考とした。

## II 研究方法

**調査対象**：全国の中央児童相談所61カ所(中央児童相談所が設置されていない自治体においては、平成17年度全国児童相談所長会議の名簿において当該自治体の筆頭に掲載されている児童相談所)に勤務する児童福祉司、児童心理司各1名(経験者を含む)、合計122名。なお、本調査の主旨が、ノウハウ(実践上の工夫)を含む効果的援助行動を明らかにすることを目的としていることから、各児童相談所において調査対象者を選定する際に、「虐待対応でリーダー的役割を担っている児童福祉司及び児童心理司」を基準とすること、そして、それ以外の者がリーダー的役割を担っているケースがあることも想定して、「現在、所内の管理運営業務等に携わっている方であっても、児童福祉司ないし児童心理司(心理判定員)の経験に基づいてリーダーシップを発揮されている方であれば、回答候補者」と見なしてもよいことを、児童相談所長宛文書に明記した。

**調査内容**：調査票は以下の3つのパートから構成された；

- ・ 基本属性(職種、性別、年齢、最終学歴における専攻、所属学会等、採用方式、児童福祉司/児童心理司経験通算年数、児童福祉司/児童心理司経験を含め相談援助業務に従事した通算年数、これまでに直接担当した虐待ケース数、回答者が所属する児相管内にあるネットワークの状況)
- ・ 児童相談所が家族保全の初期局面で用いる援助行動(15項目)の必要度・困難度
- ・ 「児童相談所による在宅支援」についての自由記述  
なお、家族保全という用語が普及していないことに鑑み、調査タイトルを「児童相談所による在宅支援方法に関する調査」とし、本調査の主要設問を含む「児童相談

所が家族保全の初期局面で用いる援助行動」に関しては、児童相談所が措置として実施する在宅支援ケースを取り扱う場合」とし、具体的には、以下の3つの要件すべてを充たす家族を想定して回答を求めた；

- ・ 子ども虐待が発生している家族
- ・ 「親子分離すべき」と所内で指摘する声もあるが、今すぐ一時保護をする(あるいは一時保護を継続する)必要があるという所内決定を出すには至っていない家族
- ・ 総合的に判断して、児童福祉法第27条第1項第2号措置による在宅支援が適当とされる家族

また、当然のことながら、多くの援助行動の組み合わせで家族保全は展開されていることが考えられるが、調査回答負担を軽減し、十分な回答数を確保することを優先して調査項目数を決定した。具体的には、筆者が昨年度研究において特定した諸要素を基本とし、アメリカ合衆国・ニューヨーク市における家族保全ワーカー用トレーニング教材<sup>(1)</sup>を参照しながら、「家族保全のために必要な援助行動とは何か」ということを念頭におきつつ、精査を行い、以下のような項目数とした(項目番号は表2及び3に対応)；

- ・ 基本的態度：項目(1)(2)の2項目  
所内連携を促進する：項目(3)の1項目
- ・ ネットワークに働きかける：項目(4)(5)の2項目
- ・ 保護者にサービスを提供する：項目(6)-(15)の10項目(うち、サービス提供の基盤作り(契約)：項目(6)-(8)の3項目、親/家庭生活教育を実践する：項目(9)-(10)の2項目、社会資源を活用させる：項目(11)-(13)の3項目、面接：項目(14)-(15)の2項目)

その上で、各援助行動に対する必要度と困難度の評価を5件法のリッカート・スケールにより求めた。選択肢は、「かなり必要である(=5)」「まあ必要である(=4)」「どちらともいえない(=3)」「あまり必要でない(=2)」「まったく必要でない(=1)」、「かなり困難である(=5)」「まあ困難である(=4)」「どちらともいえない(=3)」「あまり困難でない(=2)」「まったく困難でない(=1)」とした。

ただし、本調査は、ケース特性や実践環境などに対して普遍的な、家族保全にかかるジェネリックな援助行動を明らかにすることに主眼を置いたため、ケースの諸属性を加味して柔軟な判断を行っている実務家から見れば、回答しづらい項目のあることが、あらかじめ予想された。

たとえば、「ネグレクト・ケースでは重要だが、身体的虐待ケースでは必ずしも必要であるとはいえない」「ネットワークがしっかりしていれば容易だが、そうでなければかなり困難」という判断がなされる援助行動が、先述した15項目の中に含まれていることが考えられた。そのため、「調査回答要領」において、援助行動をとる頻度に応じて判断をするよう求めた。したがって、仮に性的虐

待でのみ必要あるいは困難という援助行動があった場合、ケース発生頻度そのものの小ささから、本調査結果では、その必要度や困難度について、十分な反映がなされないこととなる。しかしながら、その一方で、こうした判断基準の導入は、実践のメインストリームを表現することを可能にするものと思われた。

そのほか、実行主体に関する多様性が判断に影響を及ぼすことが考えられた。たとえば、児童福祉司あるいは児童心理司が行うことは稀で、ネットワーク構成員の誰かが実行している場合が多い」といったケースである。このとき、「児童福祉司あるいは児童心理司が行うもの」に限定した場合、ケース・バイ・ケースで適切なマネジメント方法を選択している実務家が「どちらともいえない」に対して反応することが多くなると考えられた。その場合、「どのようなことをすべきか」についての意識が見えにくくなるという大きなデメリットが予想されたため、実行主体は問わないものとした。したがって、高い必要度が明らかになったからといって、それらが実際に児童福祉司あるいは児童心理司が行っている援助行動であるとは断定できない。しかし、そのように考える場合であっても、それら援助行動の持つ意味を児童福祉司あるいは児童心理司として理解しておくべきものとして了解することは可能であろうと思われた。

以上のように、回答者の判断に迷いが出る可能性があるものを事前にピックアップし、上述したような方法でメリット、デメリットを検討し、「調査回答要領」で判断基準に関する指示を行った。

調査方法：郵送法。

調査時期：2005年11月11日 - 同年11月末日。

分析方法：分析においては、数量的データについては、SPSS ver.11.0 for windowsにより、度数分布、平均値、標準偏差を求め、 $\chi^2$ 検定を実施した。作業仮説1-3については、ここで得られたデータに基づいて、作業を進めた。また、自由記述で回答を求めたものうち、困難度を低減するノウハウについてはKJ法を用いて結果を整理し、質的分析を行った。

そのほか：調査への回答が任意のものであること、回答は個別に同封の封筒で返送すること、データの開封・入力・解析作業はすべて筆者ひとりが行い、回答者のプライバシーが保護されること等を明記した「調査回答要領」を同封した。

### Ⅲ 研究結果

#### 1. 回収状況

回収数 (a)	: 98 通
回収率 (a/122)	: 80.3%
有効回収数 (b)	: 97 通
児童福祉司 (経験者含む) からの回収数 (c)	: 52 通
児童心理司 (経験者含む) からの回収数 (d)	: 44 通

職種不明の回収数	: 1 通
有効回収率 (b/122)	: 79.5%
児童福祉司 (経験者含む) からの回収率 (c/61)	: 85.2%
児童心理司 (経験者含む) からの回収率 (d/61)	: 72.1%

#### 2. 基本属性

本調査における児童福祉司及び児童心理司それぞれのプロフィールは表1の通りである。以下に特徴的な事項を記述する；

- ・ 年齢については、児童心理司は30歳代から50歳以上まで比較的均等に散らばりが見られるのに対して、児童福祉司は50歳以上の者が半数以上を占めた。
- ・ 学問的バックグラウンドは、児童心理司の80%以上が「心理学専攻」であるのに対して、児童福祉司は「そのほか」が最も多くを占めており、「社会福祉学専攻」は30%に満たなかった。
- ・ 児童心理司では31.8%、児童福祉司においては半数以上の61.5%が、学会等に会員登録をしていなかった。
- ・ 児童心理司の75.0%が選考採用であるのに対して、児童福祉司は行政職採用が40%近くを占め、福祉職採用は半数に満たなかった。
- ・ 児童心理司は、当該職種経験年数が10年を超える場合が最も多いが、児童福祉司の場合は、4-6年の経験者が最も多く、次に10年以上となっていた。また、2年未満の者も20%近くを占めていた。
- ・ 児童福祉司/児童心理司経験を含めて、相談援助業務に従事した通算経験年数については、いずれの職種も、「10年以上」が最も多かった。しかし、児童福祉司については、相談援助経験年数が6年に満たない者が30%近くを占めていた。
- ・ これまでに直接担当した虐待ケース数は、いずれの職種も50ケース未満が最も多かった。ただし、児童福祉司は比較的ばらつきが見られ、100ケース以上担当が40%を超えているのに対して、児童心理司は100ケース未満で75.0%を占めた。
- ・ ネットワークの状況についての評価では、児童心理司は、「どちらともいえない」という回答が多かった。児童福祉司の回答状況を見ると、「有効に機能していないところが多い」が最も多くなっていた。

#### 3. 援助行動に関する必要度

##### (1) 単純集計結果

必要度についての結果は表2の通りである。平均値4.5以上を「かなり必要」な援助行動、3.5以上4.5未満を「まあ必要」な援助行動、2.5以上3.5未満を「どちらともいえない」援助行動とした場合、6項目が「かなり必要」、それ以外のものは「まあ必要」の範囲であった。このことから、筆者が先行研究等から特定してきた、家族保全の初期局面における援助行動が、虐待対応でリー

ダー的役割を担っている児童福祉司/児童心理司の間で共有されているものであることがわかった。

具体的には、子どもの安全確保に関する項目（項目1及び11）、所内外の連携確保（項目3-5）、そして保護者との目標設定にかかる援助行動（項目8）はとくに必要度が高く、その一方で、児相側の状況認識や仕組みの伝達（項目6-7）、具体的な保護者の変化を促す援助行動（項目9-10及び14）、見守り以外で子どもや保護者を社会資源につなげる援助行動（項目12-13）、そして、家族保全の理論的前提を反映した2項目（項目2及び15）が相対的に低いポイントにとどまった。とくに、「ケースの状況が改善されうるといふ信念を保持しておくこと」については、標準偏差及び具体的回答状況を見ても、統一的な認識方法の一環としては、相対的には位置づけられていないことがうかがえた。

以上のことから、我が国の児童相談所における家族保全では、「変化」よりも「安全確保」がやや強く意識されながら展開される傾向にあることが推測された（誤解を招かないように付言すれば、変化の要素が軽視されているということではない）。

#### （2）クロス集計結果

念のため、「必ず必要である」「かなり必要である」をあわせて回答者の90%以上を占めなかった（2）（6）（7）（10）（14）（15）の6項目については、「必ず必要である」「かなり必要である」を「必要群」、「どちらともいえない」を含めたそれ以外の回答を「非必要群」とし、職種、性別、年齢（50歳以上/未満での2区分）、学会等所属の有無（「とくになし」に該当/非該当の2区分）、選考採用（選考採用(福祉職/心理職採用)/一般(行政)職採用の2区分）、児童福祉司/児童心理司通算経験年数（10年以上/未満の2区分）、相談援助業務通算経験年数（10年以上/未満の2区分）、担当虐待ケース数（100ケース以上/未満の2区分）、ネットワークの状況（有効に機能しているところが多い/有効に機能していないところが多いの2区分（「どちらともいえない」は欠損値とした））とのクロス集計を行い、あわせてFisherの直接確率法で検定を行ったが、回答傾向に有意な違いが見られたものはなかった。そのため、職種や性別等にかかわらず、各援助行動の必要度は、虐待対応でリーダー的役割を担っている児童福祉司/児童心理司の間で、共通して高いポイントを与えられていると考えられた。

### 4. 援助行動に関する困難度

#### （1）単純集計結果

困難度についての結果は表3の通りである。必要度のときと同様に、平均値4.5以上を「かなり困難」な援助行動、3.5以上4.5未満を「まあ困難」な援助行動、2.5以上3.5未満を「どちらともいえない」援助行動とした場合、「かなり困難」に該当する項目はなく、8項目が「まあ困難」、それ以外のものは「どちらともいえない」の範

囲であった。

具体的には、保護者と具体的な目標設定を行い、具体的な保護者の変化を促す援助行動（項目9-10）の平均値が4.5に近かった。それ以外については、「まあ困難である」に区分される平均値を示す項目でも、かなり標準偏差や具体的回答状況にはばらつきが見られ、項目2や15のように、半数以上が「かなり困難」「まあ困難」のいずれかに回答しながらも、「どちらともいえない」が最頻値となっている援助行動もあった。そして、「どちらともいえない」に区分される援助行動では、「かなり困難」「まあ困難」をあわせても50%以上となることはなく、項目3や4のように、「あまり困難でない」が最頻値となっている場合も見られた。

以上のことから、家族保全においては、保護者援助をいかに効果的に進めるかについての検討がとくに欠かせないことがわかった。

#### （2）クロス集計結果

困難度を低減する属性を特定するための作業として、「あまり困難でない」「まったく困難でない」を「非困難群」とし、「どちらともいえない」を含めたそれ以外の回答を「困難群」とし、必要度に対して行ったものと同じ検定を実施した。その結果を一覧表にしたものが、表4である。

この一覧表に見られるように、一般的に困難度を低減するような属性は特定されなかった。また、合理的な解釈が難しいと思われる検定結果も含まれていた。合理的な解釈のできるものは、ネットワークが有効に機能していると認知している児童福祉司/児童心理司のいるところではネットワーク会議そのものが開催しやすいということくらいであろう。

ちなみに、「かなり困難である」「まあ困難である」を「困難群」、それ以外を「非困難群」として分析した場合、「どちらともいえない」を除外して「困難群」「非困難群」を構成した場合でも検定を実施したが、若干有意差の得られる項目が変わってくるものの、とくに意味のある属性を特定するには至らなかった。

### 5. そのほかの援助行動

これまで見てきた15項目以外に「必要である」と思われる援助行動がある場合には、その援助行動に関する記載を求めた。その結果、36名から54件の回答があった。回答の中には、本調査では想定していなかったマクロ実践、すなわち制度政策面へのアプローチに類型化されるものもあったが、ソーシャルワーカーによる援助行動には違いがないため、回答を尊重した。また、15項目に含まれると判断できる回答もあったが、調査項目の記述内容とは微妙に異なるニュアンスが含まれているものと考え、回答を尊重した。その上で、結果を整理したものを表5に掲載した。

ここに見られるように、おおむね本調査で設定した枠

組みに入るものが多いように見受けられるが、とくに複数の回答があったものについては、個々の援助行動を具体的に解説していくときに参考にすべきものと思われた。

ちなみに、いずれの回答でも、必要度は高いものとして認識されており、困難度も、13件を除いて、「かなり困難である」「まあ困難である」という回答であった。

## 6. 困難度を低減するためのノウハウ

困難度を低減するためのノウハウについては、自由記述で回答を求めた。自由記述による回答は、回答者の負担が大きくなるため、筆者のこれまでの研究からノウハウを集積する必要性が高いと考えられた、「ネットワーク」と「親/家庭生活教育」に関してのみ回答を求めた。

### (1) ネットワーク支援

ネットワークにかかる実践を効果的に行うためのノウハウについては、56名から回答が得られた。記述内容をKJ法によりカテゴリ化し、ノウハウを表現したものではない記述（単に援助困難の実態や願望のみを記述したものなど）を除去した結果、記述数は105件となった。カテゴリ間関係については、図2のとおりであった。

ネットワーク会議のプロセスに関しては、さまざまな「共有」が行われていることが意識化されていた。具体的には、「機関特性」「子ども虐待に対応する基本事項」「ケースに関する情報」「情報の集約結果」「情報に基づいた援助の目標」「各構成員の取るべき役割」、そしてそこで得た「情報の取り扱い」などのルールであった。「役割の明確化」はとくに頻度が高い記述であり、具体的には、各機関の特性あるいは立場といった「違いをうまく利用できるように」するといったようなものもあった。

これらプロセスを円滑に行うためには、かなりの回答者が、会議の場以外での「日常的関係性」をいかにうまく進めるかに意識を向けることを必要視していた。いうまでもなく、ネットワーク構成員に対する既知感、子ども虐待に関する態度や機関特性に対する相互理解を生み出し、実際のネットワーク会議の場で、不要な牽制的やり取りを低減させているものと思われる。実際には、すべてのメンバーということではなく、「普段からケースの取り扱いが多く、連携がとられているメンバーと個別に事前に打合せを行っておく」という「根回し的なアプローチ」も行いつつ、ネットワーク会議の場での合意を導きやすくしている場合もあることがわかった。

ただし、こうした日常的関係性を作っていくためには、「経験を積んだ福祉司でも、半年から1年の期間を要する」という記述も見られ、ある程度の時間的枠組みの中で発展させていかなければならないものようである。

次に、実際のネットワーク会議におけるノウハウであるが、「負担の大きいメンバーがいた場合、その人を支援するためのネットワークも考える」といったような、「押し付け合いを忌避」することや、具体的かつ肯定的な「フィードバック」を行い、各構成員が「ケースにかか

わることの意義」あるいは「効力感」を実感させていくことが欠かせないことがわかった。すなわち、先述したように「役割の明確化」という個の存在を際立たせていくアプローチが必要視される一方、その個を孤立させていくのではなく、むしろネットワーク全体で支援しようとする「支持的」なアプローチがとられているということである。それによって、全員でケースにかかわろうという意識が醸成されることとなる。いうまでもなく、こうした相互援助システムの形成は、対応基盤のさらなる強化を呼び起こすこととなる。

また、忘れてならないのは、こうした会議を運営するマンパワーの存在である。いかに市町村の中で「ネットワークを稼動」させる人を育てるか、当事者意識の強い「実務者」を招集するかによって、ネットワーク実践の効果に大きな違いが出てくる。

その上で、「中心の機関が相談役、情報のコントロールを前向きに取っていく」ことが重要であるが、こうしてネットワークを活性化していくことは「リーダーシップと専門性が求められるので、当面は児相がリード」したり、「調整役に見合う力量を習得するための研修や実践、フィードバックの保障」をしていくことが重要になったりするのが実際のものである。とくに市町村の責務が法制度上明確になり始めた今の段階では、「具体的な対応がわからず右往左往」していたり、「知識や技術を十分に持っておらず、対応について未熟」であったりする市町村にネットワークを委ねるのは現実的とはいえないこともしばしばあることがうかがえ、ネットワーク会議で「具体的な助言」をしていくこと、ときには、先述した日常的関係性にカテゴリ化されることであるが、「役割を市町村、児相に単純に割り振るのではなく、一緒に動くこと」で、「市町村も不安がなくなり、仕事の質が向上する」という記述も散見された。

最後に、実際の会議の進行においては、「記録係」を置いて、「記録を残して」おいたり、「記録内容を会議の最後で確認」したり、「共通のシートを作成」することで共通理解をやすくしたりすることなどの工夫が見られた。そして、会議の開催について、「次回設定をしておく」あるいは「いつ、どんなときに集まるかを決めておく」など、単発ではなく、「継続性」を重視していることがうかがえた。中には、「比較的短いスパン（1ヵ月 etc.）でケース協議を繰り返す」というように、インテンシブネス（集中性・集約性）の大切さを指摘するものもあった。

### (2) 親/家庭生活教育支援

親/家庭生活教育支援にかかる実践を効果的に行うためのノウハウについては、47名から回答が得られた。ネットワークに関するノウハウについて行ったものと同様に記述内容を整理した結果、記述数は94件となった。主たる記述内容とカテゴリ間関係については、図3のとおりであった。

主たるノウハウとしては、近年注目を浴びている「ペ

アレント・トレーニング」等、親の子どもへのかかわりを効果的にするためのプログラムの使用があげられた。また、プログラム名称として記述はされていないものの、既存のプログラムと同様に「スキル獲得」のために援助構造を築き、保護者の子育て能力向上を図っていると思われるものも多く見られた。件数は少ないが、「視聴覚教材の活用」は、認知的側面から実際の子育て行動の変化を導く援助媒体として、家族再統合プログラム内外で使用されていると思われ、子育てスキルの獲得にかかわる援助行動すべてに資するノウハウだと思われ、「適切なかかわりの伝達」というカテゴリーに整理した。

ちなみに、こうしたスキル獲得が必要であることの原因として、「生活環境が劣悪なケースについて、多機関協力の下、掃除などで環境を整えても、保護者自身のスキルアップにつながることはない」など、居住環境整備では効果がないことをあげているものが散見された。

次に多かったのが、「社会資源の活用」にカテゴリ化されるノウハウであった。社会資源の内容としては、「保健師」「保育士」「民生委員」等々、さまざまな職名があげられていたが、いわゆるフォーマルな資源と保護者をリンクしていく活動が主たるものであり、「同行訪問」あるいは「(保健師等による単独での) 家庭訪問」等を通して「日常的に家庭に入って」子育てスキル獲得支援をしていくことの効果を認めたものであった。中には、「保健師さんにお任せする方がスムーズに長期のフォローができる」という評価をしているものも見られた。そして、そうした日常的なサービスが、「親自身に相談所のかかわりが有益であると実感してもらう」ことにもつながっていく場合も出てくる。

また、そもそも「第27条第1項第2号の措置をとる必要のあるケースの中には、児相との関係がよいとはいえないものもある」ため、「保護者が現実的に利用しやすい社会資源」を活用することは、戦略的にきわめて重要であることがうかがえた。すなわち、援助の動機付けが希薄な保護者への援助を展開していく上で、重要な援助の選択肢として位置づけられていると思われた。

記述頻度として多かったのは以上のようなものであったが、しかし、後述する在宅支援に関する自由記述でも指摘されているように、プログラム受講や社会資源活用までに至ることがきわめて難しいという問題についても考えなければならない。その点、問題意識が希薄で、ときに敵対的な姿勢を見せたりする保護者に対して適用することは決して容易というわけではなからうが、状況が改善しているということを確認するため、目標設定のときに十分に「保護者の意向」を汲み取ったり、小さくて具体的で実行可能なもの（「細かい、クリア可能な目標」「小さなこと」「単純なこと」など）を掲げるようにしたりというノウハウが考えられる。それにより、「保護者が少しでも取り組んだことやわずかな変化に注目する」ことが比較的容易なものとなり、「褒める」という援助行動

を媒介して、「ワーカーへの信頼を得る」という大切なステップが刻まれたりすることとなる。

また、そのためには、当然のことではあるが、アセスメントも重要である。アセスメントは児童相談所でも行われるが、「親が何ができないために問題が起こるのか、具体的な事象をもとにネットワークで話し合い」をすることで、「要保護児童対策地域協議会の中で必要なサーヴィスを検討」したり、親のできない部分を「補完するための方法」を考えることになったりするなど、ネットワークの中で行われる場合も見られた。ときには、「子どもの発達上の問題に焦点を当て、親として適切なかかわりを促す」といったように、「子どもの支援計画」を軸にして保護者とのかかわりを持つことが有効なケースもあることがうかがわれた。

以上のように、援助計画で用いるプログラム開発と並行して、援助計画実施までに保護者にどのようなソーシャルワークを展開していくのかといった、一連の援助プロセスとして親/家庭生活教育にかかる実践を描写していくことも重要であることが示唆された。

## 7. 「児童相談所の実施する在宅支援」に関する意見

今後の研究の参考として、「児童相談所の実施する在宅支援」について、自由記述で回答を求めたところ、51名から回答があった。ひとつひとつの意見が貴重な資料であり、こうした意見を共有していくことの社会的意義は大きいと考えられるため、自治体名等が特定されないように配慮し、加えて読みやすくなるように若干の字句修正を加えた上で、表6に掲載をした。

在宅支援においては、実態的に児童相談所への業務一極集中が依然として緩和されておらず、児童相談所のマンパワー強化（スーパーヴァイザーや精神科医等のコンサルタントの利用可能性強化も含む）と、市町村の対応能力強化が強い要望として出されていることがわかった。とくに、市町村の対応能力強化がなされない限り、ネットワーク対応を掛け声に関係機関が顔をそろえても、どうしても力量のある児童相談所にケース対応を委ねられてしまったり、保護を求める声の方が在宅支援を継続しようという声よりも大きくなったりしてしまいがちであることもうかがえた。また、この市町村の対応能力強化の一環として、民間機関の育成や社会資源の強化（とくに学齢期以降）などが必要であるという意見も見られ、理想的実施体制確立までに取り組みなければならない課題は山積しているといわねばならない。

また、ケースの内容に関しては、人格障害や精神障害など、精神保健上の問題が関与していることを指摘したものが散見された。これは、在宅支援ケースの中で、改善が容易に望めず、長期的に支援をしていかなければならないケースが多く含まれていることを意味する。短期間に「変化の可能性」を追求するというよりも、「今の状態を維持する」ことが現実的な支援計画とならざるを得

ない現状がうかがわれた。また、短期的に問題が解決しても、家族ライフサイクルの変化がストレスとなり、問題が断続的に現れる可能性も示唆している。すなわち、いわゆる自立が難しく継続的なケアを必要とする家族が、ケースの谷間に落ち込んでしまうことのないよう、持続的なケース進行管理の仕組みを整えておくことが大切になってくる。

このほか、ケア機関と保護機関（あるいは部門）を分離することなど、児童相談所をめぐるイシューとしてすでに知られているものが、在宅支援という局面でも問われてくることがわかった。在宅支援だから比較的対応しやすいということではなく、在宅支援においても保護局面と同様に対立構造が生じたり、場合によっては保護してしまった方が援助の動機付けを高めやすいのではないか思われたりするケース（たとえば、内容的には在宅支援対象でも、援助に対する動機付けが保護者になく、実際には支援にならないケース）も多くあり、長期的に市町村で支援を展開するにしても、司法によるケア受講命令の必要性や、法的権威を背景に持った機関の存在が求められる状況が、断続的にあるものと考えられる。

#### IV 考察

##### 1. 回答者の基本属性について

プロフィールに関しては、同じ子ども家庭福祉相談実務経験者であっても、児童福祉司と児童心理司では異なるバックグラウンドを持っていることが明らかとなった。児童心理司については専門職として採用されている場合が多く、また、相談援助業務従事経験年数を比較的多く積んでいることがわかった。一方、児童福祉司については、年齢に関して40歳以上が80%以上を占めていることが特徴的ではあるが、その一方で、相談援助業務に10年以上従事している者は半数に満たないなど、「なぜこの人たちが虐待対応においてリーダー的役割を担っているのか」について、客観的・統一的属性に基づいて説明をすることが難しかった。

近年、虐待対応は、子ども家庭福祉行政サービスの中でも、関心の高いもののひとつとなっている。都道府県行政は、住民に対して、虐待防止のために必要な人員配置を行っているということを明確に説明していく必要性に迫られることも少なくないだろう。実際に児童相談所において子ども虐待対応で舵取りをしている職員（エキスパート）は存在するわけであるが、その「エキスパートとは誰か」そして「エキスパートを確保するためにはどういったマンパワー政策を実行する必要があるのか」についての研究は、未だ発展途上にあるといわねばならないだろう。

##### 2. 作業仮説1に対応して

筆者が明らかにしてきた家族保全の初期局面での援助

手続きは、虐待対応でリーダー的役割を担っている児童福祉司/児童心理司から見ても、必要度の高いものであることが明らかにされた。これら援助行動を具体的なコンテキストの中で実行できるようにするためのトレーニングが必要であるが、本研究成果は、このとき求められるトレーニング・マニュアルの基本的枠組みとなりうるものである。

ただし、具体的に調査結果を検討すると、家族保全理論において重きを置かれている「変化」という要素よりも、「安全確保」の方がよりいっそう必要視されていることもわかった。こうした傾向は、筆者の行ってきたアメリカ合衆国における家族保全研究においても見られたものであった<sup>(2)</sup>。また、虐待死が報道されるたびに、「安全確保こそ大事である」というプレッシャーが児童相談所に強くかけられることにも留意しなければならないだろう。すなわち、子どもの安全確保に児童福祉司の意識が向いていくのは、その職性上、また社会的要請上、至極当然なことと考えておかねばならないだろう。

したがって、組織的な対応によって危機管理を行うという実践枠組みを作っておくことが、実際に保護者とかかわって「変化」を求めていく児童福祉司/児童心理司にとっては、非常に重要な前提条件となるものと思われる。具体的には、司法関与や社会資源強化等、今後の課題とされている子ども虐待防止施策が確立された上で初めて、「家族の変化」に向けてのチャレンジが実際的なものとなるという、「児童福祉司/児童心理司意識変化」の機序について示唆している結果であるといえよう。

##### 3. 作業仮説2に対応して

家族保全の初期局面で求められる援助行動については、保護者の変化を促すものを中心に、決して容易なものとして認識されていないことがわかった。とくに、親/家庭生活教育は困難な実践領域であると感じられていた。すなわち、「病気であることはわかっても、治療方法はわからない」という状態にとどまることとなり、結果、社会的要請の強い「安全確保」に意識を向けることで業務を展開させている傾向が生み出されているものと思われた。ただし、このことは見方を変えれば、この点でのノウハウが集積されれば、児童相談所による家族保全の実践可能性は飛躍的に高まることが予想される（もちろん、先述したように、このことと子ども虐待防止施策の推進は密接に関係しており、単なる方法論の発展だけが実践を推進するものではないことに留意したい）。

その親/家庭生活教育を効果的に実践するノウハウについては、環境整備よりも、保護者の子育てにかかるスキル獲得こそ重要であり、ペアレント・トレーニングや家庭訪問等を通じたモデリングなどの複数のアプローチから、ケース特性に応じて適切なものを選択していくことが、鍵になることがわかった。これらプログラムについては、才村らが「家族再統合」という概念のもとで研

究を進めており<sup>(3)</sup>、そこで得られた知見を家族保全研究でも活かしていくことが可能であろうと思われる。

ただし、その一方で、筆者が先行研究整理をする中で指摘したように<sup>(4)</sup>、保護者の援助に対する動機付けが、やはり児童相談所実務の中では大きな援助テーマとなっていることも確認できた。その点、目標設定の方法や小さな改善から問題発生システムに変化を起こしていくことなどのノウハウを特定できたことは意味のあることであつたといえる。ただし、この目標設定等が可能となるインターパーソナルな対応方法については、依然としてブラックボックスの中にあり、より詳細なインタビュー・スキルの研究が不可欠であるという課題も見えてきた。

また、家族保全を展開していくためには、長期的な家族中心ソーシャルワークが求められる<sup>(5)</sup>。そのためにはネットワークの構築とケースの進行管理が不可欠であると考え、ネットワークにかかる実践を効果的に行うためのノウハウも集積した。その結果、会議のプロセスにおいては、ネットワーク構成員相互の理解と個々の構成員の役割遂行責任の明確化を行い、相互支援が行われるようにネットワーク支援を進めていくことが重要であること、そして、それを可能にするためには、会議の場以外での日常的な情報交換や、ネットワークのエンジン部分となる人ないし機関の存在等が有効であることが明らかとなった。

これらを各児童福祉司/児童心理司が意識するとともに、困難ケース「のみ」での後方支援ということだけではなく、ネットワークとの日常的な交流が可能になるようなマンパワー配置を検討しなければならないだろう。そのことが、「何かあったら児童相談所がサポートしてくれる」という安心感を生み、ネットワークの存在意義が増すものと思われる。すなわち、児童相談所が積極的に関与する家族保全ケースであっても、ネットワーク中心で在宅支援を展開していくケースであっても、ネットワークの構成員が「当事者化」<sup>(6)</sup>していくための「援助」が欠かせないということである。

ただし、ネットワーク支援を展開していくにあつても、親/家庭生活教育と同様、ある一定度のコミュニケーション・スキルを習得している必要があり、そのためのトレーニングが欠かせないことは、明らかなことといつてよいだろう。

#### 4. 作業仮説3に対応して

困難度を低減する児童福祉司/児童心理司の属性については特定されなかった。すなわち、虐待対応でリーダー的役割を果たしている児童福祉司/児童心理司に共通して、親子分離のリスクが高い家族に援助を提供していくことは困難度がきわめて高いものであることがわかった。したがって、作業仮説2で考察したようなノウハウを、新任/ベテランを問わず、周知させ、トレーニングし

ていくことをまず優先すること、そしてそこで得られるノウハウを組織的に蓄積していけるような配慮をすることが、在宅支援にかかるマンパワー施策において重視されなければならないものと考えられる。この観点からすれば、短期間での人事異動が効果的・効率的であるとは考えづらいたもいえよう。

#### 5. 在宅支援一般に関して

マンパワーの量的不足や権能分離の問題、消極的あるいは敵対的な保護者へのアプローチ、保護者の攻撃やレスポンスの悪さからくるネットワークのディスオーガナイズとそれに伴う児童相談所への業務再集中など、すでにこれまで子ども虐待防止施策の 이슈となってきたことが多く見られた。

とくに、近年は市町村の対応能力強化が焦眉となっているが、ケア受講命令とそれに応答的なサービス供給体制を果たして市町村で整えられるのか、むしろマンパワーを比較的確保しやすい都道府県が児童相談所を増やし、それにより住民に身近なサービス供給を目指す方がよいのではないかといった議論も、すでに動き始めている行政改革の方向（地方間分権の推進）とは一致しないものではあるが、不可欠なのではないかと思われる。

### V 結語

本研究から、今後の研究課題のいくつかを記しておきたい。

ひとつは、「エキスパート研究」とでもいえるものである。本調査では、調査設計の段階において、あえて「リーダー的役割をとる児童福祉司/児童心理司」についての客観的基準は設けなかった。これは、我が国においては、まだ「誰がリーダー的役割をとるのにふさわしいか」についての実証的研究が不十分であるための処理であった。本調査を通して、「リーダー的役割を担う者の基本属性に共通性が見られる」という結果が出れば、今後の研究デザインの参考になると想定されたが、実際にはそこまでは明らかにならなかった。「リーダー的役割を担う児童福祉司/児童心理司に共通する属性とは何なのか」「リーダー的役割を担うにふさわしい児童福祉司/児童心理司とはどういった人か」については、マンパワー研究の一環として今後も追究する必要がある。

二つ目として、「エキスパート研究」の未確立問題とも密接に関係することであるが、本調査が意識調査の形式をとっていることからくる限界も意識しておかなければならない。本調査で使用したスケールは、効果的な援助行動を実際にとれているかどうかを客観的に計測するものではなかった。たとえば、同じ「困難だ」という回答であっても、きめ細かな対応をしようとしているがゆえに「困難だ」と感じている者もいるだろうし、純粋に何のノウハウも持っていないという意味で「困難だ」とし



ている者もいるであろう。逆に、「困難ではない」という回答についても、実際に能力があってそのような回答をしている場合と、表面的な対応しかしていないので、「困難ではない」と回答している場合が混在している可能性を否定することはできない。すなわち、本調査で使用したスケールは「実際の能力」を測定するものではなかったと考えられる。

しかし、この実際の能力の測定には、調査する側/される側の双方に相当の負担を強いるものであることが予想される。現在の児童相談所の逼迫状況に鑑みると、現実的には、本調査で得られたノウハウを共通の実務知識として普及させ、困難度にもどのような変化が生じるかを見ていくことなどを考えていく必要があるだろう。とくにネットワークと保護者援助は、現在急速に発展している段階であり、このノウハウについての蓄積は、本調査で得られたものを凌駕して著しく進むと想定される。各地で作成されつつあるネットワーク・マニュアルや、サインズ・オブ・セイフティやブリーフ・セラピーの技法を取り入れた神奈川県<sup>(7)</sup>の取り組みなどは、まさにその現れである。保護者援助の展開は、家族保全の初期局面の困難度と密接な関係があると考えられ、とりわけ注目値する。そうした先駆的取り組みの効果を集中的に検討することは、調査研究に従事する者にとっての社会的責務であると思われる。

三つ目の課題として、本研究では深く焦点を当てなかった、在宅支援にかかる制度的側面の整備も必要不可欠であると意識しておかなければならないだろう。本調査の自由記述からは、児童相談所内外の資源不足や司法関与の弱さなど、我が国の状況が実際の援助行動や意識を規定している側面のあることが記されていた。とくに司法関与によって保護者の援助動機付けに変化が生じることが明らかになりつつあることから<sup>(8)</sup>、実施体制改革により、「保護者の変化の可能性」がより高まることも考えられる。

四つ目の課題として、基本的スキルの研究が必要ながあげられる。本研究では援助行動というところに焦点を当てたが、これら援助行動が実行できるようになるためには、どういうコンテキストでどういうスキルを用いるかを確認することが欠かせない。コミュニケーション・スキルについては、ソーシャルワーク研究のほか、心理学や経営学においても蓄積がなされているが、「虐待の告知」など、この領域でこそ集積しなければならないノウハウや、人格障害や精神障害などを有しているためにノーマルなコミュニケーションをとることが難しい人たちと目標設定をする方法など、他領域のスキル研究でも決して体系化されているようには思われないものがある。先述したように、家族保全ワーカー用トレーニングの枠組みまでは本研究から特定することができると思われる。しかし、それを具体的な教材やスキル評価のためのツールにまで落とし込むためには、エキスパートの知

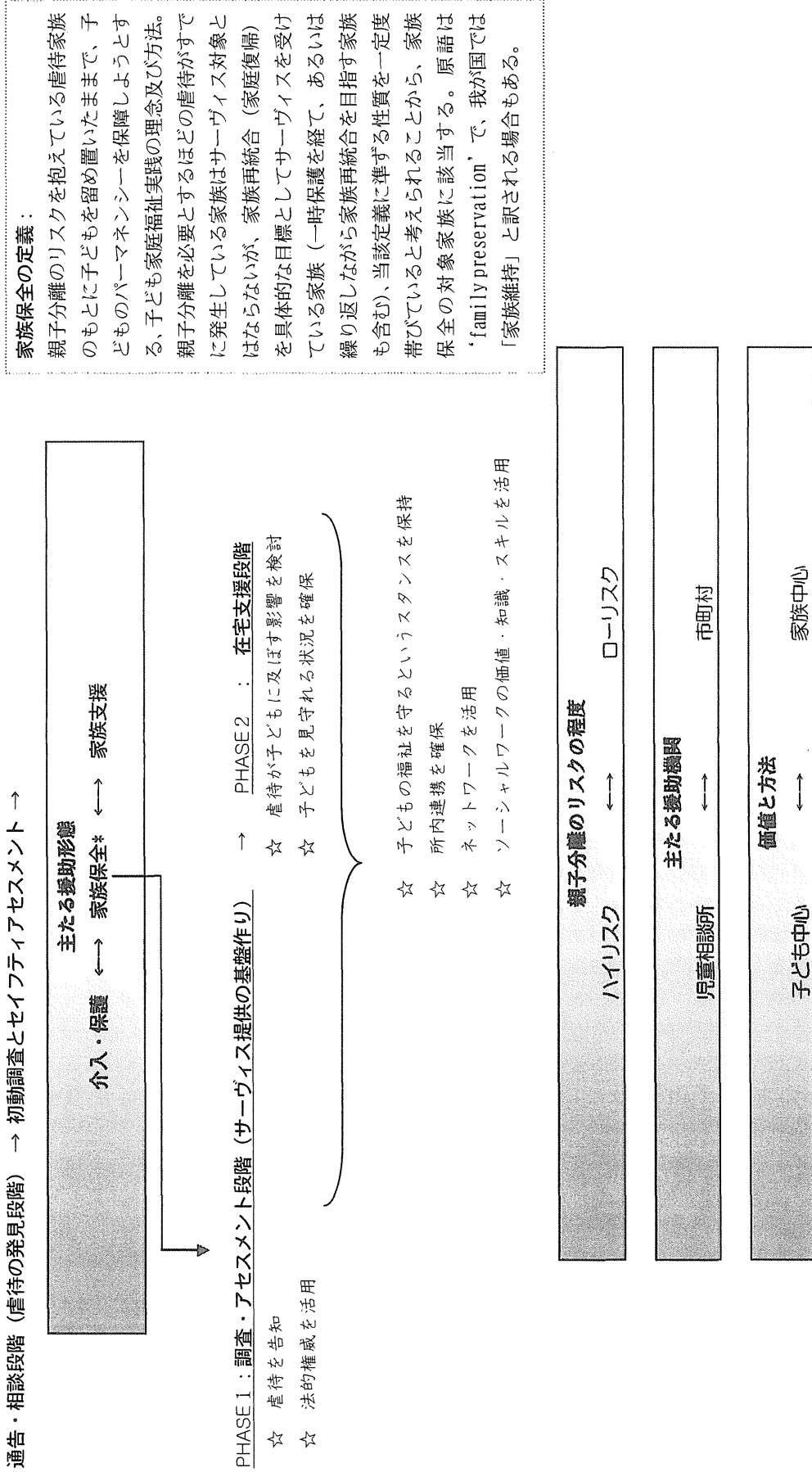
見をさらに集積する必要がある。

五つ目の課題として、より具体的なコンテキストに応じた家族保全研究が必要ながあげられる。「研究方法」で述べたように、本研究では、家族保全にジェネリックな援助行動を特定することに焦点を当てたわけだが、虐待種別やネットワークの状況などによって、援助行動が変わることも考えられる。

最後になったが、ここまでの知見を導き出せたのは、日々の多忙な業務の中、回答を寄せてくださった児童相談所職員のおかげである。心より感謝申し上げたい。

#### 【注】

- (1) James Satterwhite Academy for Child Welfare Training Family Preservation Program Foundation Training Curriculum 2003. NYC Administration for Children's Services 提供資料。
- (2) 澁谷昌史「家族保全の研究Ⅱ—家族保全サービスの現状と課題—」。『日本子ども家庭総合研究所紀要』第40集、pp. 209-216、2004年。
- (3) 才村純ほか「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究」。『日本子ども家庭総合研究所紀要』第42集、2006年（本稿と同じ紀要に掲載のため、ページ番号は不明）。
- (4) 澁谷昌史、前掲。
- (5) 澁谷昌史、前掲。
- (6) 山野則子「児童虐待防止ネットワークを機能させる地域機関マネジメント実践モデルの研究—「サポート当事者化」プロセス—」。『社会福祉実践理論研究』第13号、pp. 13-24、2004年。
- (7) 鈴木浩之「『虐待』を受け止め難い保護者に対する指導・支援モデル—対立関係の外在化と『チェックリスト』を使ったアプローチ—」。『社会福祉学』vol. 46-2、pp. 112-124、2005年。
- (8) 平成16年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童相談所における法的対応のあり方及びマニュアル作成に係る調査研究事業」（主任研究者・才村純）、2005年。



**家族保全の定義：**

親子分離のリスクを抱えている虐待家族のもとに子どもを留め置いたままで、子どものパーマネンシーを保障しようとする、子ども家庭福祉実践の理念及び方法。親子分離を必要とするほどの虐待がすでに発生している家族はサーヴィス対象とはならないが、家族再統合（家庭復帰）を具体的な目標としてサーヴィスを受けている家族（一時保護を経て、あるいは繰り返しながら家族再統合を目指す家族も含む）、当該定義に準ずる性質を一定程度帯びていると考えられることから、家族保全の対象家族に該当する。原語は‘family preservation’で、我が国では「家族維持」と訳される場合もある。

\* これらグラデュエーションは、「傾向としての比重」を示すものであり、実際には混在している。

図1 家族保全サーヴィスの初期局面（試論）  
出所）澁谷昌史「家族保全の研究 Ⅲ——家族保全の初期局面に関する試論」、『日本子ども家庭総合研究所紀要』第41集、pp. 235-245、2005年。p. 238 掲載図を一部修正の上、転載。

表1 回答者のプロフィール

		児童福祉司 N=52	児童心理司 N=44	合計 N=96
性別	男性	32 (61.5)	26 (59.1)	58 (60.4)
	女性	20 (38.5)	18 (40.9)	38 (39.6)
年齢 ※ ○歳以上○歳未満	-30	2 (3.8)	3 (6.8)	5 (5.2)
	30-40	8 (15.4)	11 (25.0)	19 (19.8)
	40-50	13 (25.0)	15 (34.1)	28 (29.2)
	50-	29 (55.8)	15 (34.1)	44 (45.8)
専攻（最終学歴における）	社会福祉学	15 (28.8)	1 (2.3)	16 (16.7)
	社会学	2 (3.8)	0 (0.0)	2 (2.1)
	心理学	12 (23.1)	37 (84.1)	47 (51.0)
	教育学	4 (7.7)	4 (9.1)	8 (8.3)
	そのほか （主たるもの） 法（律）学	18 (34.6)	2 (4.5)	20 (20.8)
	無回答	7 (13.5)	0 (0.0)	7 (7.3)
所属学会等（会員登録しているもの）（MA）	日本子どもの虐待防止学会	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.0)
	全国児童相談研究会	8 (15.4)	7 (15.9)	15 (15.6)
	日本社会福祉士会	4 (7.7)	3 (6.8)	7 (7.3)
	日本臨床心理士会	6 (11.5)	1 (2.3)	7 (7.3)
	日本臨床心理士会	4 (7.7)	20 (45.5)	24 (25.0)
	日本家族研究・家族療法学会	1 (1.9)	4 (9.1)	5 (5.2)
	そのほか （主たるもの） 日本心理臨床学会	4 (7.7)	19 (43.2)	23 (24.0)
	児童青年精神医学会	0 (0.0)	10 (22.7)	10 (10.4)
	とくになし	2 (3.8)	3 (6.8)	5 (5.2)
	無回答	32 (61.5)	14 (31.8)	46 (47.9)
採用	福祉職	3 (5.8)	1 (2.3)	4 (4.2)
	心理職	25 (48.1)	5 (11.4)	30 (31.3)
	行政職	4 (7.7)	33 (75.0)	37 (38.5)
	そのほか	20 (38.5)	6 (13.6)	26 (27.1)
児童福祉司/児童心理司経験通算年数 ※ ○年以上○年未満	-2	3 (5.8)	0 (0.0)	3 (3.1)
	2-4	9 (17.3)	2 (4.5)	11 (11.5)
	4-6	5 (9.6)	3 (6.8)	8 (8.3)
	6-8	16 (30.8)	6 (13.6)	22 (22.9)
	8-10	6 (11.5)	5 (11.4)	11 (11.5)
	10-	4 (7.7)	3 (6.8)	7 (7.3)
児童福祉司/児童心理司経験を含め、相談援助業務に従事した年数 ※ ○年以上○年未満	-2	12 (23.1)	25 (56.8)	37 (38.5)
	2-4	4 (7.7)	0 (0.0)	4 (4.2)
	4-6	5 (9.6)	3 (6.8)	8 (8.3)
	6-8	6 (11.5)	2 (4.5)	8 (8.3)
	8-10	9 (17.3)	3 (6.8)	12 (12.5)
	10-	3 (5.8)	5 (11.4)	8 (8.3)
これまでに直接担した虐待ケース数 ※ 概ね○ケース以上○ケース未満	-50	25 (48.1)	31 (70.5)	56 (58.3)
	50-100	20 (38.5)	19 (43.2)	39 (40.6)
	100-150	11 (21.2)	14 (31.8)	25 (26.0)
	150-	9 (17.3)	6 (13.6)	15 (15.6)
回答者が所属する児相管内にあるネットワークの状況	有効に機能しているところが多い	12 (23.1)	5 (11.4)	17 (17.7)
	有効に機能していないところが多い	13 (25.0)	9 (20.5)	22 (22.9)
	どちらともいえない	23 (44.2)	13 (29.5)	36 (37.5)
		16 (30.8)	22 (50.0)	38 (39.6)

注) 有効回答数のうち、職種が無回答だった1通については、本集計からは除外している。

表2 必要度の回答状況

	必要度		頻度 (%)					
	N	Mean	S.D.	かなり	まあ	どちらとも	あまり	まったく
(1) まず子どもの安全を守るのが大事だというスタンスを保持しておくこと	96	4.92	0.28	91.7	8.3	0.0	0.0	0.0
(2) ケースの状況が改善されうるといふ信念を保持しておくこと	95	3.92	0.90	28.4	41.1	25.3	4.2	1.1
(3) 所内でケースの見通しを立て、役割分担を明確にしておくこと	97	4.79	0.43	80.4	18.6	1.0	0.0	0.0
(4) ネットワークに、在宅支援を展開する上で必要と思われる者・機関・団体の参加を得ること	97	4.71	0.46	71.1	28.9	0.0	0.0	0.0
(5) ネットワークの中で、参加者・機関・団体がとるべき役割についての合意を得ること	95	4.71	0.52	73.7	23.2	3.2	0.0	0.0
(6) 支援開始以前に、保護者に虐待の告知をする等、児相側の状況認識を伝えておくこと	97	4.37	0.68	48.5	40.2	11.3	0.0	0.0
(7) 保護者に対して、職権一時保護などの、行政処分の仕組みについて説明しておくこと	97	4.32	0.74	47.4	38.1	13.4	1.0	0.0
(8) 保護者とともに、具体的な目標設定を行うこと	96	4.58	0.54	60.4	37.5	2.1	0.0	0.0
(9) 保護者に子どもと効果的に関わるためのスキルを習得させること	97	4.42	0.64	50.5	41.2	8.2	0.0	0.0
(10) 保護者に家庭生活スキル（居住環境整備等）を習得させること	97	4.33	0.72	46.4	41.2	11.3	1.0	0.0
(11) 子どもと会える状態を確保するため、保育所利用や定期的家庭訪問に関する合意を得ること	97	4.60	0.59	64.9	29.9	5.2	0.0	0.0
(12) 子どもの特別なニーズを充足するため、児相や療育機関、医療機関等を利用させること	97	4.45	0.61	51.5	42.3	6.2	0.0	0.0
(13) 保護者の特別なニーズを充足するため、児相や福祉事務所、医療機関等を利用させること	97	4.43	0.63	50.5	42.3	7.2	0.0	0.0
(14) 面接を通して、保護者の抱えるさまざまなストレスに触れていくこと	97	4.35	0.69	47.4	40.2	12.4	0.0	0.0
(15) 保護者のストレスングス（強み）を認識し、それを強化していくこと	92	4.20	0.75	39.2	41.2	19.6	0.0	0.0

注) 必要度 MEAN の網掛 け：かなり必要 4.5-  
必要度 MEAN の二重下線：まあ必要 3.5-4.5

表3 困難度の回答状況

	困難度		頻度 (%)			
	N	Mean S.D.	かなり まあ	どちらとも	あまり	まったく
(1) まず子どもの安全を守るのが大事だというスタンスを保持しておくこと	94	3.26 1.13	13.8 33.0	22.3	26.6	4.3
(2) ケースの状況が改善されうるといふ信念を保持しておくこと	94	3.66 0.96	22.3 31.9	36.2	8.5	1.1
(3) 所内でケースの見直しを立て、役割分担を明確にしておくこと	97	2.98 1.07	7.2 29.9	20.6	38.1	4.1
(4) ネットワークに、在宅支援を展開する上で必要と思われる者・機関・団体の参加を得ること	97	2.80 0.95	5.2 17.5	34.0	39.2	4.1
(5) ネットワークの中で、参加者・機関・団体がとるべき役割についての合意を得ること	97	3.44 0.96	13.4 36.1	33.0	16.5	1.0
(6) 支援開始以前に、保護者に虐待の告知をする等、児相側の状況認識を伝えておくこと	97	3.60 1.03	18.6 43.3	18.6	18.6	1.0
(7) 保護者に対して、職権一時保護などの、行政処分の仕組みについて説明しておくこと	96	3.23 1.04	11.5 30.2	31.3	24.0	3.1
(8) 保護者とともに、具体的な目標設定を行うこと	96	4.06 0.84	32.3 47.9	13.5	6.3	0.0
(9) 保護者に子どもと効果的に関わるためのスキルを習得させること	97	4.39 0.70	50.5 39.2	9.3	1.0	0.0
(10) 保護者に家庭生活スキル（居住環境整備等）を習得させること	96	4.30 0.77	45.8 41.7	9.4	3.1	0.0
(11) 子どもと会える状態を確保するため、保育所利用や定期的家庭訪問に関する合意を得ること	96	3.28 0.84	5.2 36.5	40.6	16.7	1.0
(12) 子どもの特別なニーズを充足するため、児相や療育機関、医療機関等を利用させること	96	3.57 0.84	12.5 41.7	37.5	7.3	1.0
(13) 保護者の特別なニーズを充足するため、児相や福祉事務所、医療機関等を利用させること	96	3.76 0.86	19.8 42.7	32.3	4.2	1.0
(14) 面接を通して、保護者の抱えるさまざまなストレスに触れていくこと	97	3.47 1.00	16.5 34.0	30.9	17.5	1.0
(15) 保護者のストレスグス（強み）を認識し、それを強化していくこと	97	3.71 0.89	22.7 32.0	39.2	6.2	0.0

注) 困難度 MEAN の二重下線：まあ困難 3.5-4.5  
困難度 MEAN の下線なし：どちらともいえない 2.5-3.5

表4 困難度と属性との関連 (Fisherの直接法に拠る)

職種	性別	年齢	学会等所属状況	採用	児童相談経験年数	相談援助経験年数	虐待ケース経験	ネットワークの状況
(1) N.S.	女性 (47.2) > 男性 (20.7) **	50未満 (39.2) > 50以上 (20.9) *	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(2) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(3) N.S.	N.S.	N.S.	所属なし (58.7) > 所属あり (29.8) **	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(4) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	有効 (60.9) > 非有効 (33.8) *
(5) N.S.	N.S.	50以上 (26.7) > 50未満 (9.6) *	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(6) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(7) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(8) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(9) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(10) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(11) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(12) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(13) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	一般採用 (13.8) > 選考採用 (1.5) *	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(14) N.S.	女性 (28.9) > 男性 (11.9) *	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.
(15) N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.	N.S.

注) 括弧内は「非困難群」の%。

\* : P<0.05, \*\* : P<0.01, \*\*\* : P<0.001.

表5 15 調査項目以外に必要な援助行動

基本的態度・前提に関するもの		
基本的態度	法制度を熟知しておくこと	2
		小計 2
所内連携を促進する		
訪問方法	訪問者の人数、性別等、訪問の構造を検討すること	1
		小計 1
ネットワーク・関連機関に働きかける/社会資源を活用させる		
基本的前提	児相を含めた各機関の受け入れ態勢が確保されていること	1
アセスメント	機関間で介入のタイミングを打ち合わせること	1
	関係機関とアセスメントを実施すること	1
	ネットワークでケース進行管理をすること	1
	関係機関から情報収集をすること	1
援助	多様な社会資源を利用すること	1
モニタリング	見守りのためのネットワークを形成すること	1
	子どもの状況確認手段の確保（「子どものモニター」「子どもの所属集団の確保」など）	4
特定機関と連携	福祉事務所と連携すること	1
		小計 12
サービス提供の基盤作り		
契約	保護者が虐待を認知している状態とすること	2
	文書で通知すること	1
	監視されることへの理解を得ること	1
	各機関による支援を受け入れることへの理解が得られていること	1
	分離の条件を提示すること	1
	日程調整がつかない場合の対処方法を保護者に伝えること	1
		小計 7
親/家庭生活教育・治療を実践する		
治療	個人や家族に変化を促進する援助行為（「心理治療」「心理教育」など）	5
治療以外の目的	保護者の子ども理解促進すること	1
	安定してくる子どもの状態と親の状態のギャップを広げないようにすること	1
折衷主義	多様な援助方法を用いること	1
プログラム	再統合プログラムを実施すること	1
援助形態	家庭訪問をすること	3
	（定期的に）通所させること	4
		小計 16
援助プロセスに関するもの		
アセスメント	アセスメントを実施すること（「虐待の影響や発達のアセスメントを実施すること」を含む）	3
	保護者のニーズを把握すること	1
	ケース検討を行うこと	1
援助関係	信頼関係構築すること	3
		小計 8
マクロ実践		
社会資源	社会資源を増やすこと（「社会資源の地域差をなくすこと」など）	4
	市町村の対応能力を向上させること	2
	子どもの療育機関を充実させること	1
マンパワー	職員を増員すること	1
		小計 8
		合計 54

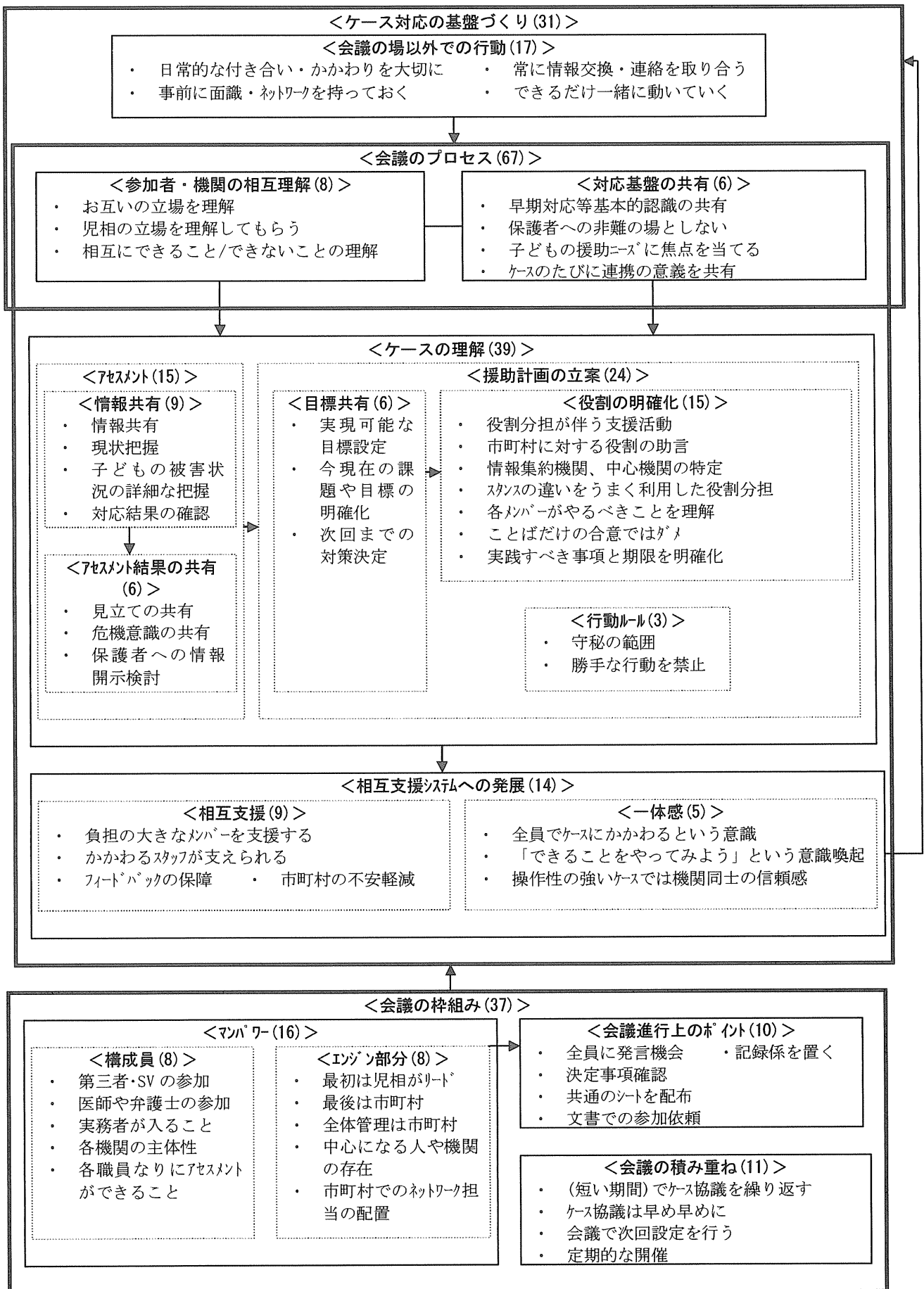


図2 ネットワークにかかる実践を効果的にするためのノウハウ



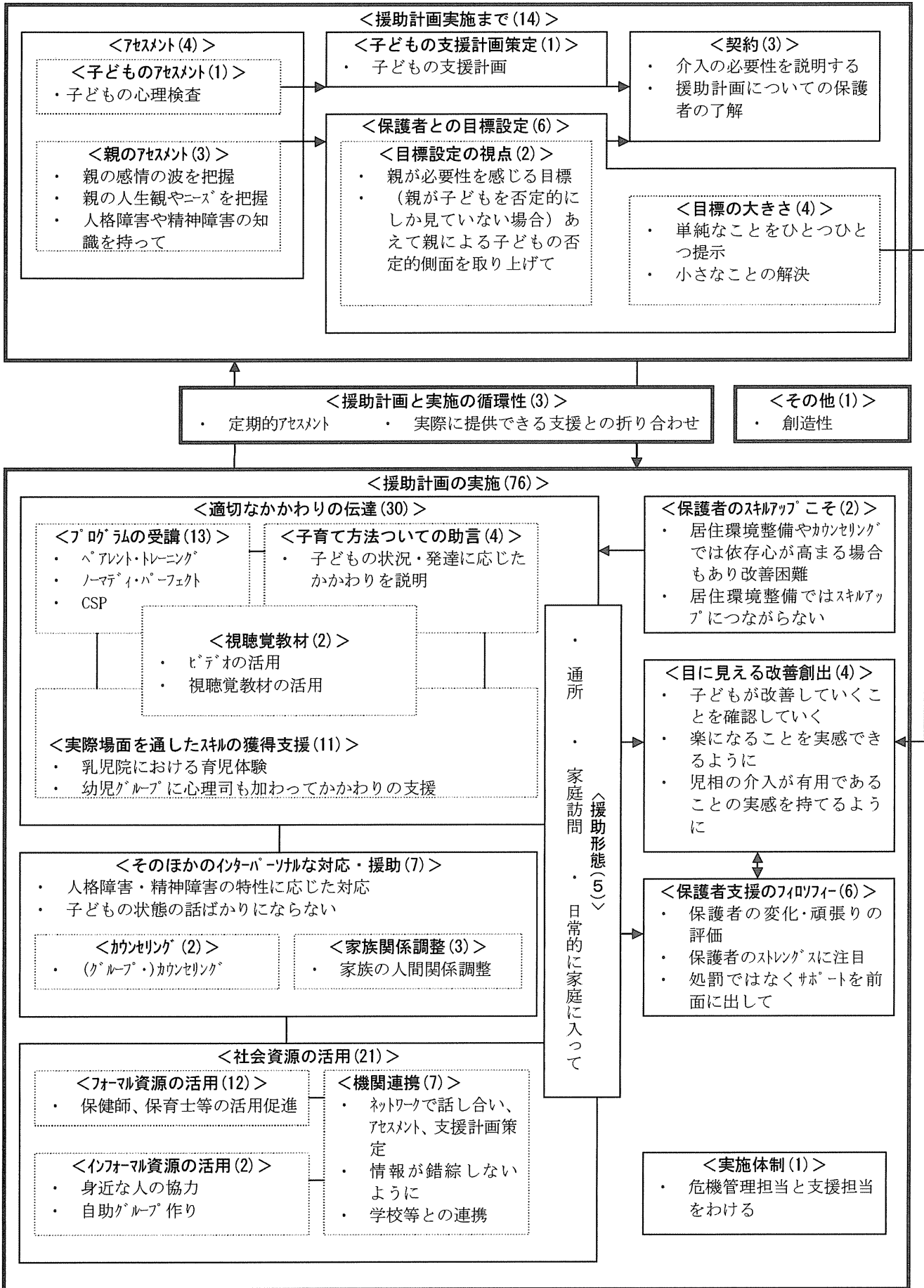


図3 親/家庭生活教育にかかる実践を効果的にするノウハウ

表6 在宅支援に関する自由記述一覧

「在宅支援」といっても、実際は、①再発予防の見守りをコーディネートすることと、②月1回くらいのまばらな見守りをするのが精一杯です。この①②までは市区町村がやれる体制に早くしなければいけないと思います。措置を伴うケース（入所・指導）と、入所児の再統合、治療・回復援助が児相の中心業務であるべきと思いますが、本都道府県ではまったくそれに至っていないのが現状です。
・親の養育能力（生育歴の問題も含め）や経済的問題、子どもの問題等、児相で扱う虐待ケースは、多問題を抱えているケースが多い。したがって、改善するというよりは、今以上に悪くしないという目標があるケースもあって不思議ではない（結果、それ以上によくなれば、なおよいが）。・児相が介入に比重をおかざるを得ないシステムの中で、在宅ケアも、今以上に精度や効果を上げていくことが可能なのか？ ケアは児相外（〇〇センター、病院、大学、保健所等）の機関で行う方向もあるのでは？
・各職種とも職員数の絶対的不足・多忙。たとえば、「いつ電話してもいない」等の不満が関係を難しくする一因になっている。・緊急避難としての一時的保護定員の絶対的不足。他の社会資源の不足。
・虐待ケースの場合、親の支援をするための目標設定を立てても、親の能力・環境・態度や問題意識の薄さから、アプローチをしにくいことがしばしばあるように感じる。・関係機関同士でも認識が違っていたり、チーム（福祉司・心理司）の間でも、少しずつ感覚がずれたりしている場合もある。よくケース検討をし、どうあるべきかの方向性は十分に統一していくことが望ましいと思う（そのためにはスーパーバイザー等の意見を聞ける体制が必要と思う）。
・虐待の認識が困難な親に対して、児相への通所を義務付ける強制力がない体制で、どう面接や心理教育的なプログラムを提供していくか、苦慮している。また、児相の支援のある程度受け入れ、対人関係を保つことが可能な保護者が虐待を認識できたとしても、それと保護者の衝動性のコントロールは別次元のものであり、いつでも虐待が起こりうる危険性と隣り合わせの状況で在宅支援を継続することに、非常に困難を感じる。
・在宅支援をする機関として児相が受け持つ部分が多く、過重負担である。在宅支援を行う専門機関を作って、責任のある支援をすることが必要。・内容的には在宅支援が適当と思われるケースでも、保護者の協力が得られない場合は支援ができない。勧告も有効でない。もっと強い措置が必要と思われる（裁判所の関与）。・虐待防止の基盤となるように、小さいときからの人権教育が必要である。学校教育の取り組み、社会教育の取り組みを進めていくことが必要。長期的視野に立って、「教育こそが予防・防止である」ことを理解すべき。
・地域ネットが支援よりも「何かあったらどうする」という不安をあおり、児相の在宅援助の方針に納得してくれないことがあり、苦慮する。・家族のリスクにももちろん注目しながらも、家族がうまくやれている部分（ストレングス）を評価する必要があると感じる。・初期対応に追われ、児相として在宅支援、施設退所後のフォローに割く余裕がない。
・複数、チーム対応が原則とされているため、ケース数の増加に伴い、直接支援に当たる職員の増員配置が求められる。・関係機関職員の援助、対応技術の向上。・構造上、児童相談所と保護者が対立関係となりやすく、所内で機能分化（初期対応と援助を担当する係をわけ）させて対応しているが、限界がある。児福法28条適用の該当にはならないと判断される事例で、かかわりが難しいケースが散見される。
1. ごく軽微なケースならよいが、不安定要因が輻輳しているケースの終結の判断が難しい。年齢の低い児童のケースでは長期化し、ケースが蓄積していく一方である。2. 人格障害や精神疾患等の何らかの障害を有する保護者で、支援にのらないケースが多く、各機関とも対応に苦慮している。
1. 在宅支援を行っている、中心となって直接援助を行っている児相にどうしても任せられてしまい、次第にケースから足が遠のいていけることがある。ネットワーク会議を定期的に行っていくことがそれを防ぐのであろうが、他によい手立てはないか・・・と思う。2. 在宅支援はアセスメントがきちんとできていないと、長くなればなるほど保護者との関係が深まり、保護の必要性の判断を誤る可能性があるため、アセスメントとスーパーバイズが重要だと思う。
①在宅支援の必要性は充分感じているが、通所指導を実施するには児相が遠すぎるので、通所が難しい。また、心理司の人数が少なすぎる。②支援をするときの切り口として何を考えていくか。発達の問題が置き去りにされている。
①保護者が児童相談所に対し、どのようなイメージを抱き、何を期待しているか。②児童相談所の機能や役割を大局的に考えていく必要性を感じています。③ケースに関わるスタッフが、ケースにきちんと関与できる専門性が求められるとともに、人間性が求められています。
2号措置を自ら望んで希望する家族は皆無であり、文書での2号措置は、保護者に児童相談所が関わっているという、ある意味でのプレッシャーになる。親も子も困っていること、また悩んでいることはあるけれど、少しずつ視点がプラスに見ることができるようになったとき初めて家族関係が変わってくるように思う。そういう意味では、継続指導という形での関わりの方が、ゆるやかに入れ、うまくつながっているように感じている。
あまりにも親の権利が強く、明らかにネグレクトのケースであっても（たとえば、ひどい生活環境・親の養育の怠慢）、親への指導・助言が届かないことが多すぎる。「28条までは至らないが・・・」というケースへの対応について、法的に相談を受ける義務を負わせ、親指導ができる体制を是非作ってもらいたい。子どもの生命及び権利を擁護するためには、公により、無謀な親の権利は制限を受けてもよいのでは・・・と思われる事例があまりにも多すぎるのが実感です。
親子再構築のため、スキルアップ等を目的とした、家庭復帰リハビリ（親子で宿泊してプレイセラピーなどを行う）部門があれば、もっと適切な支援が可能ではないかと思う。一時保護所から家庭へ、施設から家庭への過程で家庭復帰のための中間施設が要る。また、それとは別に家族療法等が宿泊で可能な施設が要る。
親子再統合について、児福法28条で児童養護施設に入所した児童とその保護者との再統合を原則2年以内に行うことの法改正がなされたが、再統合のプランを提示するどころか、1年経過した現在でも児相や学校に嫌がらせの電話をかけたきたり、嘘の虐待通告をしてきたり、とても再統合を進められる状況ではない。今回の法改正でそここのところはもう少し何とかならなかったのかと思う。

<p>虐待する親は、親としての責任と自覚に欠け、子どもの人権を無視しているので、指導が非常に困難なことが多い。対応には、今以上に強力な法律的な根拠が必要と感じている。</p>
<p>行政権限が謙抑的であるべきという認識と、実際の子どもの生活上の発達上の不安の狭間で悩んでいます。</p>
<p>継続指導やモニター実施は、緊急の対応とはスケジュールが両立しないのであるが、同一の担当領域で担当者が両方を受け持っていることが多く、定期的継続性より緊急性が優先するという実態にある。継続指導に必要な業務量、スケジュールに見合った人的配置が必要。</p>
<p>ケースにより異なるため、このような一般化したアンケートに答えることは困難です。</p>
<p>子どもの命をどう守るかについては関心が高いが、どうすれば親子での生活を取り戻すことができるのかという視点が弱く、分離が長期化してしまう。とくに地域の関係機関は在宅支援に対して拒否的になっている。</p>
<p>在宅支援が必要な保護者に日常の子どものかかわりの留意点（目標・日常生活面・親子の対話等）のマニュアルを作成すること。虐待の早期発見や安全確認のチェックリストは整備されつつあるが、親自身が自らを振り返って問題を意識できるようなマニュアルとチェックリストを工夫したい。福祉司（児童相談所）が親の実情に即して、かつ、実現が可能と思われる課題（行動・態度等）が盛り込まれることが望ましい。福祉司と保護者が、「何を目標にするか、結果はどうか、子どもへの影響はどうか」等について、定期的に振り返る拠り所として役立つと考えられる。</p>
<p>在宅支援ケースについて定期的な通所や家庭訪問を行うが、ワーカーが不足していて十分な取り組みができない。さらに、児童の発達上の問題があるケースも多いので、心理司とのチームで実施していくことが不可欠だが、心理司の数が圧倒的に不足している。また、親のペアレント・トレーニングなどにおいても心理司の果たす役割が大きい。したがって、ワーカーだけでなく、心理司の増員がぜひとも必要である。</p>
<p>在宅支援で親子分離できず、問題を抱えながらも支援することにより、問題解決、安定へとケースを進ませようとするが、とくに養護問題では、虐待を強く意識することにより、在宅より施設へとなってしまふ。そのことがよいことなのかどうか迷うところ。在宅支援においても対立構造のケースが増えてきており、そうならないようにするか、そうなくてもやっていけるノウハウを、と思っている。</p>
<p>在宅支援で利用できる資源が限られており、とくに就学以降は難しい。在宅支援の充実のためには、利用可能な資源の拡充と、福祉司の増員等が合わせて必要。</p>
<p>在宅支援となると「見守り」といった形で見過ごされる場合が多いという不安があるので、それぞれの機関でできる役割分担を明確にした上で在宅支援でない、連携とは名ばかりで、結果的に機関の谷間に埋もれてしまい、危険な状態がどこもチェックできずに、見過ごされてしまう懸念があります。</p>
<p>在宅支援については、個々の事例性に基づいたアプローチをしてきていますが、一定のプログラム作成と、ステージごとのアセスメントの必要性を感じています。その前提として、支援を受け入れていくための親の動機付けと担当者との関係形成が不可欠です。</p>
<p>在宅支援をするには、児童心理司（法的根拠がないに等しい）が著しく不足しており、ニーズに対応できない。児童福祉司も初期対応に追われ、相談件数に圧倒される中で、専門性の維持、向上が懸念される。まだ児相に子どもに関わる相談が集中しており、一方で、ネットワークや社会資源も拡充されつつあるが、あらためて児相の役割を見直し、整理する必要があると思う。</p>
<p>在宅となった後の児相とのかかわり等、さまざまなことについての契約を苦勞の末結んでも、子を手元においた途端、児相担当からの連絡を拒否するケースが多い。そうなったときに、児相から積極的に親と接触し、治療につなげる必要があるが、マンパワー不足や司法関与の弱さ等のため、不十分なままになることが多い。少なくとも、ハード・アプローチ、ソフト・アプローチを分担できるような職員数の確保や、より強固な司法の介入を早急に実現して欲しいと切に希望しています。</p>
<p>在宅のケースにもさまざまなものがあるので一概には言えないが、そもそも前提として通所の契約がとれなかったり、曖昧だったりすると、できる援助も限られるので、問題が改善するのが難しいように感じる。こちら側が(1)(2)のように、状況が改善するという希望を持って関わるのは必要不可欠であるが、保護所の側でも「状況が改善するんだ」という実感を持ってもらえると、援助もうまくいくような気がします。</p>
<p>支援のためのいろいろな種類の社会資源がもっとたくさんあるといい（親の治療、親のグループ指導、実際の養育や雇主(?)の援助など）。しかし、現実には、行政がお金を出さないと成り立たないこと、児相のように多職種のチーム制をとるような組織が少ないことなど、難しいことも多い。どうやって民間の援助機関を育て、増やしていけばいいのか、成功例があれば広く知らせて欲しい。</p>
<p>児相による在宅支援を困難にしているものとして、人的なもの（異動で担当が短期で変わるなど）、時間的なもの（保護者の通所可能日と担当の可能日が合わないなど）、技術的なもの（精神疾患のある保護者へのアプローチなど）等々をあげられると思います。担当ワーカーの一人当たりの虐待ケース数（上限）を決めるなど、まだまだ検討の余地はありそうです。</p>
<p>児相は入口対応に忙殺されており、在宅支援になった場合はきちんと継続的にやっていくことがとても難しい。市区町村等関係機関の役割分担が必須であるが、マンパワー不足、技術の不足がどうしてもなくある。その結果、実態は市区町村にできもしないこと（「見守ってください」）を依頼し、「何かあったら対応」というレベルに落ちてしまう。法改正を有効なものにしていくためには抜本的な予算措置をして、人材の投入、密度の高い訓練が必要であると思う。</p>
<p>児相は距離的にも遠く、きめ細かい支援（具体的援助）をしていくには、市区町村が援助のノウハウを習得し、社会福祉主事等が指導に当たることが実際的と考える。</p>
<p>市町村における要保護児童対策地域協議会の設立と機能の強化が、当面、重要な事柄であると考えます。</p>

<p>しつけと虐待の区別について問われることが多い。しつけの中に体罰はいらない、子どもの目線でわかりやすく何回も言い聞かせていくことが必要だと言っていくわけですが、何せ世の中、「愛の鞭」的要素の必要性を容認する風潮があり、とくにスポーツ界あたりでは、繰り返し問題になっているように思えます。この点からの改善も必要だろうし、意識の改革が必要のように思っています。</p>
<p>児童相談所で児童福祉司の業務に従事して1年半以上が経ちますが、どのケースに対してもすべてを否定的に捉えず、できている部分を認め、それをケースに伝えることを心がけ、また、支援が必要なのはどの部分なのかという視点で関わっています。保護者自身がさまざまな経験をしてきて、今の考え方や行動があることもあって、支援する側の考え、思いを伝えたり、理解してもらうには、それ以上に、保護者の考えに傾聴する姿勢が必要だと感じています。一方で、生活の中で受けてきたものが及ぼしている、子どもへの影響、子どもの状態にもしっかりと眼を向ける必要があります。これまでの経過を把握した上で、今の状況を捉え、これからに向けて支援していくことの難しさを感じます。</p>
<p>児童相談所の組織や職員の技量の向上といった視点から見ると、支援が極めて困難な、強制的に分離、施設入所に至ったケースに労力を集中するよりも、在宅で支援できるレベルのケースにも、多くの時間をかけて関わり、一定の成果をあげていくことが必要かと思いますが、現在の体制では、こうしたケースはモニタリングだけに終始せざるを得ない状況にあり、長い視点で見ると児相の力量のアップにつながらないと危惧します。</p>
<p>自分の価値観に囚われないこと。関わってくれる機関等を支えることを心がけているが、困難ケースほど難しい。目の前の状況だけでなく、子どもが自分の人生を生きていく上で大切なものを切り離さない支援がしたいと思う。</p>
<p>司法との連携など、やはり一定の強制力をバックにしないと難しいケースが多い。</p>
<p>週2回程度家庭訪問し、家事・育児を支援するヘルパーのようなサービスがあればと思う。また、毎日、保育園の送迎をするなど、世帯に密着したサービスが必要とされていると思う。</p>
<p>常勤の精神科医が必要。</p>
<p>精神疾患で親族、関係者等との接触がもてない保護者の場合、児童相談所も保護者とのかかわりができず、子どもの処遇も進まず、困るケースが増えている。精神保健法等の整備があれば、子どもの健全育成、福祉が守れると思う。</p>
<p>定期的に家庭訪問しているが、保護者が児童相談所に拒否的なケースや、家庭訪問しても不在が多く、電話をしてもなかなか通じないケースもあり、対応に苦慮している。</p>
<p>夫婦関係、経済状況等の善悪の揺れの中で、短期的な目標の見直しなど、対応を変えていかざるを得なくなることに苦慮する。</p>
<p>保護者が意欲を持って定期的な通所に結び付けても、児童と保護者の状況が少しよくなると、とたんに保護者のモチベーションが下がってしまい、継続が難しくなってしまう。</p>
<p>保護者が精神的に不安定である場合、医療機関を受診しても、家庭環境や子どもに対する態度に改善がなかなか見られない場合が多々ある。保健所等も関わっているが、訪問時のみでは生活状況も充分うかがえない場合もある。地域で、民生委員をはじめ、家庭全般にわたって支援できるエンパワメントの必要性を感じている。</p>
<p>保護者自身も養育に困っていて支援を求めている場合はいいが、介入そのものに拒否的な場合、かかわりを持つきっかけがつかみづらい。かかわり方がまずく、風通しが悪くなって、子どもの安否確認ができにくい状況にならない工夫があると思う（ただし、だからといって、介入をためらうようなことがあってはならないが）。また、「虐待」という言葉が広がり、市民の意識が高まってきた点はよいが、「虐待」と決め付け、避けてしまう傾向も出てきている点が気になる。日頃から、子育てについての悩みを気軽に相談でき、日常にかかわり、支援していくという社会の仕組みや意識が必要だと思う。今のままでは、子育てに行き詰まり、孤立してしまう人が増えていくと思う。</p>
<p>保護者の協力が得られない（拒否的、精神疾患等）場合、支援したくても難しさを感じる。また、関係機関も支援が必要と感じているが、保護者の理解が得られない場合、関係機関からの協力要請ではなく、児童相談所にすべて任せられるので、困難さを感じる。</p>
<p>当都道府県内は、どの施設も満杯に近く、今後、施設措置の必要性があっても、措置が困難なケースが出てくることも予想される。そういった現実も考え合わせると、措置したケースの家族の再統合への取り組みの充実を図ることと、在宅ケースの支援の方法を深めることが不可欠と考えている。そういったことから虐待をする保護者のグループ・カウンセリングを開始しているが、今後虐待予備軍（あるいは虐待と紙一重）とも言うべき育児不安の強い保護者への支援など、多様な援助の機会を提供することが必要になると考えている。</p>
<p>各機関各々の職域の中で、必死に関わっていただけると感じっていますが、保護のタイミングや家庭引取のタイミングでは、児相との考えにギャップがあるように感じています。地域の方とともに実務的にケース処遇を積み重ねていくことが必要なのではないでしょうか。</p>